

デジタルデータ活用基盤整備業務仕様書

本仕様書は、山梨県（以下「委託者」という。）が発注する「デジタルデータ活用基盤整備業務」を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 業務名称

デジタルデータ活用基盤整備業務

2 趣旨・目的

県・東京都・国土交通省が既に取得済みの県土全域をカバーする3次元点群データを収集し、オープンデータ化に向けて適切なデータ変換を行い、共通環境（以下、プラットフォームという。）を通じてオープンデータ化することを目的とする。

3 期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

- (1) 航空レーザ計測データとりまとめ（オープンデータ化に向けた準備）
 - ・山梨県県土整備部砂防課で過年度に整理統合済みの航空レーザ計測データを同課と協議のうえ、借用する。
 - ・借用したデータの内容を確認し、オープンデータ化に向けた公開形式等の検討を行い、必要に応じてデータ変換を行う。
 - ・なお、国土交通省（別紙39, 40, 41）・東京都（別紙38）取得箇所のデータ取扱いについては、委託者と協議のうえ決定するものとし、オープンデータ化の前段で必要に応じて協議用（国土交通省、東京都）の資料作成等について補助する。
 - ・また、防衛関係施設等、一部の区域については必要に応じて画像解像度の修正等、データ加工を実施するものとし、区域・加工方法の詳細は委託者と協議のうえ決定する。また、公開要件やデータ更新方針等の庁内における検討に際し、適宜アドバイス等のサポートを行うものとする。
- (2) MMSレーザ計測データとりまとめ（オープンデータ化に向けた準備）
 - ・山梨県県土整備部出先機関（各土木建設事務所）が事業単位ごとに保有する県管理道路全路線（約1600km）を対象としたMMSレーザ計測データを収集する。
 - ・収集データの内容を確認し、オープンデータ化に向けた公開形式・公開範囲等の検討を行い、必要に応じてデータの整理・変換を行う。
- (3) 既取得済みの3次元点群データを用いた活用事例の創出（独自提案要素）
 - ・本県で取得済みの航空レーザ計測データおよびMMSレーザ計測データを用いて、今後のデータ利活用促進に向けての呼び水となるような先駆的な活用事例を示す。（テーマフリー）
- (4) プラットフォームへのデータ登録作業（オープンデータ化）
 - ・プラットフォームと調整し、3次元点群データ（航空レーザ計測データ及び、MMSレーザ計測データ）をオープンデータ化する作業を行うものとする。
 - ・データ登録作業にあたり、必要に応じてファイル圧縮等をするものとする。
 - ・プラットフォームへの登録データは以下を予定するが、公開範囲等の詳細は委託者と協議のうえ決定する。
 - 航空レーザデータ（データ圧縮前で合計8TB程度を想定）
 - ① オリジナル・グラウンドデータ：LAS形式
 - ② グリッドデータ：TXT形式
 - ③ オルソ画像データ：GeoTIFF
 - ④ 微地形表現図データ：GeoTIFF

- ⑤ 等高線データ：dxf形式
- ⑥ 水部ポリゴンデータ：SHP形式
- ⑦ ダウンロードページ用ビジュアルデータ

○MMSデータ（データ圧縮前で合計12TB程度を想定）

- ① オリジナルデータ：LAS形式
- ② MMS走行奇跡データ：SHP形式
- ③ ダウンロードページ用ビジュアルデータ

- ・なお、プラットフォームについては「G空間情報センター」を想定している。
- ・プラットフォームの利用にあたり、発注者側での利用手続き等が必要となる場合は、作業内容を整理する等の補助を行うこと。
- ・プラットフォーム導入年度から5年間のランニングコストを整理すること。
- ・その他、プラットフォームにアップロードする上での課題及び留意事項について整理し、対応については適宜委託者と協議のうえ決定すること。

5 報告書等の成果品

(1) 成果品及び納期

- ・オープンデータ用航空レーザ計測データ
- ・オープンデータ用MMSレーザ計測データ
- ・報告書
- ・その他委託者が指示したもの

(2) 納品方法

- ・オープンデータ用レーザ計測データHDD等 1式
- ・報告書（紙媒体）2部及びDVD-R等による電子データ1部

なお、オープンデータ用レーザ計測データについては、納品前に委託者と十分調整すること

(3) 納品場所

山梨県知事政策局 新事業チャレンジ推進グループ（山梨県庁本館2階）

(4) 納期

委託者が別途指示

6 その他

- ・委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについて、事前に委託者の承認を得るものとする。
- ・受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、作業スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を得ること。業務の実施にあたっては、委託者と十分協議した上で実施するものとする。
- ・受託者は、委託業務の履行にあたり、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに委託者と協議を行うこと。
- ・関係法令等を遵守し、業務を遂行すること。
- ・本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、委託者が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するが、業務完了時には速やかに返却すること。
- ・委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。